日本心臓リハビリテーション学会　ESCPC 優秀演題賞選考規程

（目的）
第 1 条　特定非営利活動法人日本心臓リハビリテーション学会（以下「本学会」という。）は、ESC Preventive Cardiology 2027 への日本からの参加・演題発表を促すことを目的に、ESC Preventive Cardiology 2027 の一般演題採択者に ESCPC 優秀演題賞（以下「優秀演題賞」という。）を支給する。

（告示）
第 2 条　本学会は、事前の告示として、募集要項を本学会学会誌及びホームページに掲載する。

（対象者）
第 3 条　優秀演題賞の選考対象は、ESC Preventive Cardiology の一般演題採択者とし、以下の要領に従うものとする。
第 4 条　ESC Preventive Cardiology の一般演題採択者とする。
第 5 条　1 演題につき 1 名（筆頭演者）とする。
第 6 条　会員歴が 2 年以上あり、該当年度の年会費を納入済みである者に限る。
第 7 条　当該年度に日本心臓リハビリテーション学会の他の賞を受賞していない者とする。
第 8 条　日本心臓リハビリテーション学会理事は対象者外とする。
第 9 条　3 年連続の受賞は認めない。

（応募）
第 10 条　応募は、ESC Preventive Cardiology の一般演題採択通知および本学会 ESCPC 優秀演題賞申請の旨を、本学会事務局にメールで提出することによって行うものとする。

（選考）
第 11 条　選考は、先着順とする。

（受賞者の最終決定）
第 12 条　支給者の最終決定は、国際交流委員会及び理事会の決議を経て行うものとする。
第 13 条　支給者は、ESC Preventive Cardiology での発表後、1 か月以内をめどに報告書を作成し、日本心臓リハビリテーション学会ホームページに掲載する。

（支給）
第 14 条　20 演題を上限として支給する。

第 15 条　金額は一人当たり 100,000 円（源泉税別）とする。

（規程の変更）
第 16 条　この賞の継続について、毎年経過を見ながら国際交流委員会及び理事会にて検討することとする。

（協議事項）
第 17 条　本規定に記載のない事項については、国際交流員会及び理事会が協議し決定する。

附則
第1条　この規定は 2023 年 1 月 20 日から施行する。
第2条　この規定は、2023 年度に限る。但し、2024 年度以降の継続について、2023 年度の経過を見ながら国際交流委員会及び理事会にて検討することとする。
第3条　この規定は 2024 年 10 月 1 日から施行する。